

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月11日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自 2024年3月1日 至 2024年5月31日）
【会社名】	株式会社ベイカレント・コンサルティング
【英訳名】	BayCurrent Consulting, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 義之
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号
【電話番号】	(03)5544-9331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号
【電話番号】	(03)5544-9331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、日本基準に基づいて財務諸表を作成しておりますが、第1期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表も作成しているため、IFRSに基づく経営指標等も参考情報として記載しております。

日本基準に基づく経営指標等

回次	日本基準		
	第10期 第1四半期 累計期間	第11期 第1四半期 累計期間	第10期
会計期間	自2023年3月1日 至2023年5月31日	自2024年3月1日 至2024年5月31日	自2023年3月1日 至2024年2月29日
売上収益 (百万円)	21,718	27,297	93,909
経常利益 (百万円)	7,825	9,307	33,526
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,649	6,826	24,648
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	282	282	282
発行済株式総数 (株)	155,411,410	155,411,410	155,411,410
純資産額 (百万円)	49,545	65,893	66,487
総資産額 (百万円)	62,772	82,634	84,230
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	36.89	44.74	161.25
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	43.00
自己資本比率 (%)	78.9	79.7	78.9

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は、関連会社を有していないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(参考情報)

IFRSに基づく経営指標等

回次	IFRS		
	第10期 第1四半期 累計期間	第11期 第1四半期 累計期間	第10期
会計期間	自2023年3月1日 至2023年5月31日	自2024年3月1日 至2024年5月31日	自2023年3月1日 至2024年2月29日
売上収益 (百万円)	21,718	27,297	93,909
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	7,998	9,436	34,160
四半期(当期)利益 (百万円)	5,827	6,973	25,382
四半期(当期)包括利益 (百万円)	5,827	6,973	25,382
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	282	282	282
発行済株式総数 (株)	155,411,410	155,411,410	155,411,410
資本合計 (百万円)	56,837	73,842	74,127
資産合計 (百万円)	71,674	99,791	99,883
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	38.05	45.71	166.04
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	43.00
自己資本比率 (%)	79.3	74.0	74.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,311	11,485	24,348
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	25	420	3,754
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,997	8,119	11,422
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	34,895	48,724	45,778

(注) 1. 当社は、第1期よりIFRSに基づいて財務諸表を作成しております。

2. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は、関連会社を有していないため、記載しておりません。

4. 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間における日本の経済は、各種政策の実行や雇用・所得環境の改善により、緩やかな景気回復基調が見られる一方、急激な為替変動や物価上昇などの側面から先行き不透明な状況が続いております。このような状況下において、各企業は更なる付加価値の向上やビジネス機会創出のため、積極的に新たな取り組みを行っており、これらの企業を支援するコンサルティング業界へのニーズは引き続き高い状態が続くと予想されます。

当社は、現在の中期経営計画において「リーディングカンパニーの経営課題を解決する総合的なパートナー」を目指し、2025年2月期から2029年2月期において、売上収益の年率約20%を目安とした継続的な成長を実現し、2029年2月期における売上収益：2,500億円、EBITDAマージン：30～40%を達成することを目標としております。この目標に向けて、当第1四半期累計期間においては優秀な人材の採用・育成、コアクライアント戦略の推進、クライアントの経営課題を多面的に解決するサービスの強化を実施してまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間において、売上収益は前年同期に比べ25.7%の増収、EBITDAは前年同期に比べ19.2%の増益、EBITDAマージンは計画の範囲内である35.4%となりました。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(財政状態の状況)

日本基準に準拠した当第1四半期会計期間末における財政状態の状況は以下のとおりであります。

当第1四半期会計期間末における資産は、82,634百万円となり、前事業年度末に比べ1,596百万円減少しました。これは主に、現金及び預金が2,941百万円、投資その他の資産が283百万円増加し、売掛金及び契約資産が3,685百万円、仕掛品が256百万円、その他の流動資産が555百万円、のれん償却額等により無形固定資産が239百万円減少したことによります。負債は、16,741百万円となり、前事業年度末に比べ1,002百万円減少しました。これは主に、未払金が606百万円、未払賞与等の増加によりその他の流動負債が3,918百万円増加し、未払法人税等が2,966百万円、賞与引当金が2,130百万円、長期借入金が263百万円減少したことによります。純資産は、65,893百万円となり、前事業年度末に比べ594百万円減少しました。これは、利益剰余金が3,006百万円、自己株式が3,600百万円増加したことによります。

参考情報として、IFRSに準拠した当第1四半期会計期間末における財政状態の状況は以下のとおりであります。

当第1四半期会計期間末における資産は、99,791百万円となり、前事業年度末に比べ92百万円減少しました。これは主に、現金及び現金同等物が2,946百万円、使用権資産等の増加により有形固定資産が1,003百万円増加した一方、売上債権及びその他の債権が3,699百万円、棚卸資産が256百万円減少したことによります。負債は、25,949百万円となり、前事業年度末に比べ193百万円増加しました。これは主に、使用権資産の増加に伴いリース負債が1,062百万円、未払賞与等の増加によりその他の流動負債が2,856百万円増加し、未払法人所得税が2,966百万円、その他の金融負債が334百万円、借入金が261百万円減少したことによります。資本は、73,842百万円となり、前事業年度末に比べ285百万円減少しました。これは主に、自己株式が3,600百万円、利益剰余金が3,154百万円増加したことによります。

(経営成績の状況)

日本基準に準拠した業績

(単位 : 百万円)

回次	2024年2月期 第1四半期累計期間	2025年2月期 第1四半期累計期間	増減率 (%)
会計期間	自2023年3月1日 至2023年5月31日	自2024年3月1日 至2024年5月31日	
売上収益	21,718	27,297	25.7
売上原価	9,711	12,591	29.7
売上総利益	12,007	14,706	22.5
売上総利益率(%)	55.3%	53.9%	-
販売費及び一般管理費	4,171	5,389	29.2
EBITDA	8,115	9,671	19.2
EBITDAマージン(%)	37.4%	35.4%	-
営業利益	7,836	9,317	18.9
経常利益	7,825	9,307	18.9
四半期純利益	5,649	6,826	20.8

(注) 百万円未満は四捨五入して記載しております。

(参考情報)

IFRSに準拠した業績

(単位 : 百万円)

回次	2024年2月期 第1四半期累計期間	2025年2月期 第1四半期累計期間	増減率 (%)
会計期間	自2023年3月1日 至2023年5月31日	自2024年3月1日 至2024年5月31日	
売上収益	21,718	27,297	25.7
売上原価	9,775	12,673	29.6
売上総利益	11,943	14,624	22.4
売上総利益率(%)	55.0%	53.6%	-
販売費及び一般管理費	3,937	5,170	31.3
EBITDA	8,115	9,671	19.2
EBITDAマージン(%)	37.4%	35.4%	-
営業利益	8,006	9,455	18.1
税引前四半期利益	7,998	9,436	18.0
四半期利益	5,827	6,973	19.7

(注) 百万円未満は四捨五入して記載しております。

(参考情報)

当社は、投資家が会計基準の差異にとらわれることなく、当社の業績評価を行い、当社の企業価値についての純粋な成長を把握するうえで有用な情報を提供することを目的として、EBITDAを経営成績に関する参考指標としております。なお、当該EBITDA及び算出方法は以下のとおりであります。

日本基準に基づくEBITDA：

営業利益 + 減価償却費及びその他の償却費 + のれん償却額

(単位：百万円)

回次	2024年2月期 第1四半期累計期間	2025年2月期 第1四半期累計期間
会計期間	自 2023年3月1日 至 2023年5月31日	自 2024年3月1日 至 2024年5月31日
日本基準による四半期財務諸表における営業利益	7,836	9,317
調整額：		
+ 減価償却費及びその他の償却費	43	118
+ のれん償却額	236	236
調整額小計	279	354
日本基準に基づくEBITDA	8,115	9,671

(注) 百万円未満は四捨五入して記載しております。

IFRSに基づくEBITDA：

営業利益 + 減価償却費及び償却費(使用権資産に係る減価償却費を除く。) ± その他調整

(単位：百万円)

回次	2024年2月期 第1四半期累計期間	2025年2月期 第1四半期累計期間
会計期間	自 2023年3月1日 至 2023年5月31日	自 2024年3月1日 至 2024年5月31日
IFRSによる要約四半期財務諸表における営業利益	8,006	9,455
調整額：		
+ 減価償却費及び償却費 (使用権資産に係る減価償却費を除く。)(注)2	43	118
± その他調整(注)2、3	66	98
調整額小計	109	216
IFRSに基づくEBITDA	8,115	9,671

(注) 1. 百万円未満は四捨五入して記載しております。

2. 使用権資産に係る減価償却費については「+ 減価償却費及び償却費」から除いて「± その他調整」に含めております。

3. 「± その他調整」は、IFRS固有の会計処理等によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

日本基準に準拠した当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況については、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんが、参考情報として、IFRSに準拠した当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況については、要約四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ2,946百万円増加し、当第1四半期会計期間末には48,724百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は、11,485百万円(前年同期は5,311百万円の収入)となりました。主な増加は、税引前四半期利益9,436百万円、減価償却費及び償却費569百万円、売上債権及びその他の債権の減少額3,699百万円、未払賞与等の増加に伴うその他の流動負債の増加額2,673百万円、主な減少は、法人所得税の支払額5,265百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は、420百万円(前年同期は25百万円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出409百万円、敷金の差入による支出387百万円、敷金の回収による収入545百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は、8,119百万円(前年同期は6,997百万円の使用)となりました。これは、長期借入金の返済による支出263百万円、リース負債の返済による支出478百万円、自己株式の取得による支出3,607百万円、配当金の支払額3,771百万円によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

(持株会社体制移行に伴う会社分割)

当社は、2024年4月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年5月28日開催の当社第10回定時株主総会において、持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約が承認可決されました。

1．持株会社体制への移行の背景

当社は、様々な業界のリーディングカンパニーが抱える課題解決を支援する総合コンサルティングファームであり、トップマネジメントの意思決定をサポートする全社戦略や事業戦略の立案、デジタル技術を活用したビジネスオペレーションの検討支援等、顧客企業の直面する重大な課題を解決するための企画検討や実行支援を行っております。

2024年4月12日に開示した新たな中期経営計画において、2025年2月期から2029年2月期にかけて年率平均20%を目安とした継続的な成長を実現することで、2029年2月期における売上：2,500億円を目標としております。

この目標達成や、その先のさらなる事業拡大・企業価値向上を実現するには持株会社体制への移行が最適と判断いたしました。

2．持株会社体制への移行の目的

顧客企業に対して、コンサルティング支援に加えてDX/IT実装領域の支援まで含めて多面的に課題解決できるクイパビリティを備えることを目的とし、ITサービス事業を強化してまいります。そのために、ITサービス事業を経営組織上も明確にし、持株会社体制のもとで積極的に拡大してまいります。

また、将来的にはコンサルティングやITサービスに留まらない新たな事業への展開が可能な基盤を構築するため、グループ経営機能の強化を推進してまいります。

3．持株会社体制への移行方法

日程

吸収分割契約承認取締役会	2024年4月17日
吸収分割契約締結	2024年4月17日
吸収分割契約承認定時株主総会	2024年5月28日
吸収分割の効力発生日	2024年9月1日(予定)

吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社が100%出資する株式会社ベイカレント分割準備会社A及び株式会社ベイカレント分割準備会社Bを吸収分割承継会社とする会社分割(吸収分割)により、当社が営む事業を承継いたします。

株式の割り当て

本吸収分割に際し、吸収分割承継会社である株式会社ベイカレント分割準備会社Aは普通株式19,000株、株式会社ベイカレント分割準備会社Bは普通株式19,000株発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

当社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

本吸収分割により増加する当社の資本金等

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

承継会社が承継する権利義務

各承継会社は、効力発生日において、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において当社から承継します。なお、当社から各承継会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によります。

債務の履行の見込

本吸収分割において、当社に残存する資産の額と各承継会社に承継する資産の額はともに当社に残存する負債の額及び各承継会社に承継する負債の額をそれぞれ上回っており、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されていないことから、債務履行の見込みは十分に確保されていると判断いたします

4. 分割当時会社の概要

分割会社（当社）

(1) 商号	株式会社ベイカレント・コンサルティング 2024年9月1日付で「株式会社ベイカレント」に商号変更予定
(2) 所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
(3) 代表者	代表取締役 阿部 義之
(4) 事業内容	コンサルティング事業及びITサービス事業
(5) 資本金	282百万円
(6) 設立年月日	2014年4月18日
(7) 発行済株式数	155,411,410株
(8) 決算期	2月末日

承継会社

(コンサルティング事業)

(1) 商号	株式会社ベイカレント分割準備会社A 2024年9月1日付で「株式会社ベイカレント・コンサルティング」に商号変更予定
(2) 所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
(3) 代表者	代表取締役 阿部 義之
(4) 事業内容	コンサルティング事業
(5) 資本金	10百万円
(6) 設立年月日	2024年2月1日
(7) 発行済株式数	1,000株
(8) 決算期	2月末日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社ベイカレント・コンサルティング 100%

(ITサービス事業)

(1) 商号	株式会社ベイカレント分割準備会社B 2024年9月1日付で「株式会社ベイカレント・テクノロジー」に商号変更予定
(2) 所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
(3) 代表者	代表取締役 阿部 義之
(4) 事業内容	ITサービス事業
(5) 資本金	10百万円
(6) 設立年月日	2024年2月1日
(7) 発行済株式数	1,000株
(8) 決算期	2月末日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社ベイカレント・コンサルティング 100%

5. 分割する事業部門の概要

分割する事業部門の事業内容

コンサルティング事業

ITサービス事業

分割する事業部門の2024年2月期における日本基準に基づく経営成績

(コンサルティング事業)

	分割事業 (a)	分割会社単体 (b)	比率 (a/b)
売上収益	88,932百万円	93,909百万円	94.7%

(ITサービス事業)

	分割事業 (a)	分割会社単体 (b)	比率 (a/b)
売上収益	4,977百万円	93,909百万円	5.3%

分割する資産、負債の項目及び金額（2024年2月29日現在）
（コンサルティング事業）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	15,850百万円	流動負債	2,921百万円
固定資産	9,157百万円	固定負債	-百万円
合計	25,007百万円	合計	2,921百万円

（注）上記金額は、2024年2月29日現在の日本基準に基づく貸借対照表及び上述の比率を勘案して算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日前の増減を調整した数値となります。

（ITサービス事業）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	887百万円	流動負債	163百万円
固定資産	512百万円	固定負債	-百万円
合計	1,399百万円	合計	163百万円

（注）上記金額は、2024年2月29日現在の日本基準に基づく貸借対照表及び上述の比率を勘案して算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日前の増減を調整した数値となります。

6. 本吸収分割後の当時会社の状況（2024年9月1日予定）

分割会社

(1) 商号	株式会社ベイカレント
(2) 所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
(3) 代表者	代表取締役 阿部 義之
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等
(5) 資本金	282百万円
(6) 決算期	2月末

承継会社

（コンサルティング事業）

(1) 商号	株式会社ベイカレント・コンサルティング
(2) 所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
(3) 代表者	（未定）
(4) 事業内容	コンサルティング事業
(5) 資本金	200百万円
(6) 決算期	2月末

（ITサービス事業）

(1) 商号	株式会社ベイカレント・テクノロジー
(2) 所在地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
(3) 代表者	（未定）
(4) 事業内容	ITサービス事業
(5) 資本金	200百万円
(6) 決算期	2月末

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	260,000,000
計	260,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2024年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年7月11日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	155,411,410	155,411,410	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	155,411,410	155,411,410	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年3月1日~ 2024年5月31日	-	155,411,410	-	282	-	182

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2024年2月29日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2024年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,627,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 152,707,900	1,527,079	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 75,610	-	-
発行済株式総数	155,411,410	-	-
総株主の議決権	-	1,527,079	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式64株が含まれております。

【自己株式等】

2024年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ベイカレント・ コンサルティング	東京都港区麻布台一丁目3 番1号	2,627,900	-	2,627,900	1.69
計	-	2,627,900	-	2,627,900	1.69

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表及び要約四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下、「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の要約四半期財務諸表は、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）に係る四半期財務諸表及び要約四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表について

当社は、日本基準及びIFRSにおいて「第4 経理の状況 2 国際会計基準による要約四半期財務諸表 要約四半期財務諸表注記事項 2．作成の基礎」に記載のとおり、四半期連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当第1四半期会計期間 (2024年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	45,778	48,719
売掛金及び契約資産	16,035	12,350
仕掛品	669	413
その他	2,195	1,640
流動資産合計	64,677	63,122
固定資産		
有形固定資産	5,180	5,095
無形固定資産		
のれん	9,670	9,434
その他	73	70
無形固定資産合計	9,743	9,504
投資その他の資産	4,630	4,913
固定資産合計	19,553	19,512
資産合計	84,230	82,634
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2,105	2,105
未払金	918	1,524
未払法人税等	5,713	2,747
賞与引当金	2,981	851
資産除去債務	167	-
その他	4,487	8,405
流動負債合計	15,316	14,577
固定負債		
長期借入金	2,131	2,105
資産除去債務	1,081	1,084
その他	33	30
固定負債合計	2,427	2,164
負債合計	17,743	16,741
純資産の部		
株主資本		
資本金	282	282
資本剰余金	9,135	9,135
利益剰余金	62,904	65,910
自己株式	5,834	9,434
株主資本合計	66,487	65,893
純資産合計	66,487	65,893
負債純資産合計	84,230	82,634

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
売上収益	21,718	27,297
売上原価	9,711	12,591
売上総利益	12,007	14,706
販売費及び一般管理費	4,171	5,389
営業利益	7,836	9,317
営業外収益		
その他	-	1
営業外収益合計	-	1
営業外費用		
支払利息	5	4
支払手数料	6	7
その他	0	0
営業外費用合計	11	11
経常利益	7,825	9,307
税引前四半期純利益	7,825	9,307
法人税等	2,176	2,481
四半期純利益	5,649	6,826

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 偶発債務

訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社(以下、「原告ら」という。)から、当社及び当社元従業員(原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。)に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえ、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払が生じる可能性は低いと見做し、当該引当金は計上していません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

(1) 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求

(2) 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金

当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。

当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。

2 財務制限条項

前事業年度(2024年2月29日)

当事業年度末における長期借入金1,313百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしていません。

(1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

(2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

当第1四半期会計期間(2024年5月31日)

当第1四半期会計期間末における長期借入金1,050百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、前事業年度における以下の財務諸表数値は満たしていません。

(1) 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。

(2) 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当座貸越契約及び借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当第1四半期会計期間 (2024年5月31日)
当座貸越契約の総額	2,500百万円	2,500百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	2,500百万円	2,500百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費及びその他の償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
減価償却費及びその他の償却費	43百万円	118百万円
のれんの償却額	236百万円	236百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月26日 定時株主総会	普通株式	3,525	23.00	2023年2月28日	2023年5月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2023年4月14日付の会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、自己株式577,300株の取得を行いました。この結果、当第1四半期累計期間において、自己株式が3,000百万円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が6,114百万円(2,748,980株)となっております。

当第1四半期累計期間(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年4月12日 取締役会	普通株式	3,820	25.00	2024年2月29日	2024年5月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2024年4月12日付の会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、自己株式1,061,700株の取得を行いました。この結果、当第1四半期累計期間において、自己株式が3,600百万円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が9,434百万円(3,689,664株)となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益については、マネジメントの判断に基づく顧客の業種により分解しており、これらの分解した収益と売上収益との関連は、以下のとおりであります。なお、大多数の売上収益は、6ヶ月以内の一定の期間にわたり認識されるものであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
金融(銀行・証券・保険等)	5,261	7,866
情報通信・メディア・ハイテク	6,996	8,382
その他	9,461	11,049
外部顧客への売上収益	21,718	27,297

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 5 月 31 日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 5 月 31 日)
1 株当たり四半期純利益	36.89円	44.74円
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	5,649	6,826
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	5,649	6,826
普通株式の期中平均株式数 (株)	153,124,637	152,575,264

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2024年 6 月 19 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

1 . 目的及び理由

当社は、取締役の報酬と中長期的な会社業績及び株式価値との連動性を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度 (以下、「本制度」という。) を導入しております。

当社は、2023年 5 月 26 日開催の第 9 回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。) に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額を年額 800 百万円以内 (金銭報酬債権の現物出資により交付される当社の普通株式の総数を年 1,500,000 株以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。) として決議されております。

本制度は、対象取締役のほか、当社の幹部社員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給するものであります。

2 . 処分の概要

(1) 処分期日	2024年 7 月 10 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 336,697 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,135 円
(4) 処分価額の総額	1,055,545,095 円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資による
(7) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 3 名 135,888 株 当社幹部社員 35 名 200,809 株
(8) 譲渡制限期間	2024年 7 月 10 日から 2027年 7 月 22 日
(9) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2【国際会計基準による要約四半期財務諸表】

(1)【要約四半期財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (2024年2月29日)	当第1四半期会計期間 (2024年5月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		45,778	48,724
売上債権及びその他の債権		16,068	12,369
棚卸資産		669	413
その他の金融資産		793	249
その他の流動資産		703	755
流動資産合計		64,011	62,510
非流動資産			
有形固定資産	6	11,949	12,952
のれん		19,187	19,187
無形資産		73	69
その他の金融資産	11	1,927	2,325
その他の非流動資産		105	99
繰延税金資産		2,631	2,649
非流動資産合計		35,872	37,281
資産合計		99,883	99,791
負債及び資本			
負債			
流動負債			
借入金		1,050	1,050
リース負債		1,770	2,108
その他の金融負債		918	584
未払法人所得税		5,713	2,747
引当金		167	-
その他の流動負債		8,222	11,078
流動負債合計		17,840	17,567
非流動負債			
借入金		1,306	1,045
リース負債		5,529	6,253
引当金		1,081	1,084
非流動負債合計		7,916	8,382
負債合計		25,756	25,949
資本			
資本金		282	282
資本剰余金		8,190	8,351
自己株式	7	5,834	9,434
利益剰余金		71,489	74,643
資本合計		74,127	73,842
負債及び資本合計		99,883	99,791

(2) 【要約四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第 1 四半期累計期間 (自 2023年 3月 1日 至 2023年 5月 31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2024年 3月 1日 至 2024年 5月 31日)
売上収益	9	21,718	27,297
売上原価		9,775	12,673
売上総利益		11,943	14,624
販売費及び一般管理費		3,937	5,170
その他の収益		-	1
営業利益		8,006	9,455
金融費用		8	19
税引前四半期利益		7,998	9,436
法人所得税費用		2,171	2,463
四半期利益		5,827	6,973
1 株当たり四半期利益			
基本的 1 株当たり四半期利益 (円)	10	38.05	45.71
希薄化後 1 株当たり四半期利益 (円)		-	-

(3) 【要約四半期包括利益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
四半期利益		5,827	6,973
その他の包括利益		-	-
四半期包括利益		<u>5,827</u>	<u>6,973</u>

(4) 【要約四半期持分変動計算書】

前第1四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

(単位:百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	資本合計
2023年3月1日時点の残高		282	7,791	3,114	52,382	57,341
四半期利益		-	-	-	5,827	5,827
その他の包括利益		-	-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	-	5,827	5,827
自己株式の取得	7	-	-	3,000	-	3,000
配当金	8	-	-	-	3,525	3,525
株式報酬費用		-	194	-	-	194
所有者との取引額合計		-	194	3,000	3,525	6,331
2023年5月31日時点の残高		282	7,985	6,114	54,684	56,837

当第1四半期累計期間(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)

(単位:百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	資本合計
2024年3月1日時点の残高		282	8,190	5,834	71,489	74,127
四半期利益		-	-	-	6,973	6,973
その他の包括利益		-	-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	-	6,973	6,973
自己株式の取得	7	-	-	3,600	-	3,600
配当金	8	-	-	-	3,819	3,819
株式報酬費用		-	161	-	-	161
所有者との取引額合計		-	161	3,600	3,819	7,258
2024年5月31日時点の残高		282	8,351	9,434	74,643	73,842

(5) 【要約四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	7,998	9,436
減価償却費及び償却費	271	569
株式報酬費用	194	161
金融費用	8	19
売上債権及びその他の債権の増減額(は増加)	1,607	3,699
棚卸資産の増減額(は増加)	97	256
その他の流動資産の増減額(は増加)	37	64
その他の金融負債の増減額(は減少)	122	1
その他の流動負債の増減額(は減少)	299	2,673
その他	19	15
小計	10,540	16,765
利息の支払額	6	15
法人所得税の支払額	5,223	5,265
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,311	11,485
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	9	409
敷金の差入による支出	-	387
敷金の回収による収入	1	545
その他	17	169
投資活動によるキャッシュ・フロー	25	420
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	263	263
リース負債の返済による支出	241	478
自己株式の取得による支出	3,006	3,607
配当金の支払額	3,487	3,771
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,997	8,119
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,711	2,946
現金及び現金同等物の期首残高	36,606	45,778
現金及び現金同等物の四半期末残高	34,895	48,724

【要約四半期財務諸表注記事項】

1. 報告企業

株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、「当社」という。）は日本国に所在する企業であります。その登記されている本社は東京都港区に所在しております。当社の2024年5月31日に終了する第1四半期の要約四半期財務諸表は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表しております。当社の事業内容は、注記「5. 事業セグメント」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) 国際会計基準に準拠している旨

当社の要約四半期財務諸表は、四半期財務諸表等規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第83条第2項の規定によりIAS第34号に準拠して作成しております。

本要約四半期財務諸表は年次財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前事業年度の財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期財務諸表の開示対象事業年度における当社の子会社は、2024年2月に持株会社体制の移行へ向けて、当社が全額出資して設立した分割準備会社「株式会社ベイカレント分割準備会社A」及び「株式会社ベイカレント分割準備会社B」の2社であります。当第1四半期会計期間末現在において事業を開始していないことから、単体四半期財務諸表のみを作成しております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社の要約四半期財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要性がある会計方針

当社の要約四半期財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前事業年度に係る財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第1四半期累計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

要約四半期財務諸表の作成にあたり、経営者は判断及び見積りを利用しております。経営者による判断及び見積りは、要約四半期財務諸表の報告日の資産、負債、収益及び費用として報告した金額に影響を与えております。見積り及び仮定は経営者により継続して見直されております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

本要約四半期財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前事業年度に係る財務諸表と同様であります。

5. 事業セグメント

当社の事業内容は、「コンサルティング事業」の単一セグメントであります。そのサービス内容は、顧客のあらゆる経営課題を解決するためのコンサルティングサービスを提供しております。

6. 有形固定資産

当第1四半期累計期間において重要な有形固定資産項目の取得及び処分は発生しておりません。

7. 資本及びその他の資本項目

自己株式

「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（株主資本等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 配当金

「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 (株主資本等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 売上収益

「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり四半期利益

	前第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)
当社の普通株主に帰属する四半期利益(百万円)	5,827	6,973
当社の普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益(百万円)	5,827	6,973
期中平均普通株式数(株)	153,124,637	152,575,264
基本的1株当たり四半期利益(円)	38.05	45.71

(注) 希薄化後1株当たり四半期利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

11. 金融商品

金融商品の公正価値

(1) 公正価値

各報告期間の末日に公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定を、以下のとおりレベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識されます。前事業年度及び当第1四半期会計期間において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

(2) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品については、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるため、記載しておりません。

(3) 公正価値で測定されない金融商品

各報告期間の末日に経常的に公正価値で測定されないが、公正価値の開示が要求される金融商品については、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるため、記載しておりません。

12. 関連当事者

前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間において重要な関連当事者取引は発生していません。

13. 偶発債務

訴訟等

当第1四半期会計期間末において、前事業年度の財務諸表の注記事項で報告された情報から重要な変動はありません。

14. 後発事象

「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3【その他】

(1) 剰余金の配当

2024年4月12日付で会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、第10期剰余金の配当に関し、以下のとおり決議いたしました。

配当金の総額.....3,820百万円

1株当たりの金額.....25円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2024年5月29日

(注) 2024年2月29日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行っております。

(2) 訴訟等

「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 四半期貸借対照表関係 1 偶発債務」及び「第4 経理の状況 2 国際会計基準による要約四半期財務諸表 要約四半期財務諸表注記事項 13. 偶発債務」をご参照ください。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年7月11日

株式会社ベイカレント・コンサルティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 弘毅 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベイカレント・コンサルティングの2024年3月1日から2025年2月28日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2024年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年7月11日

株式会社ペイカレント・コンサルティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 弘毅 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペイカレント・コンサルティングの2024年3月1日から2025年2月28日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）に係る要約四半期財務諸表、すなわち、要約四半期財政状態計算書、要約四半期損益計算書、要約四半期包括利益計算書、要約四半期持分変動計算書、要約四半期キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期財務諸表注記事項について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期財務諸表が、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第83条第2項により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ペイカレント・コンサルティングの2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期財務諸表に対する結論を表明するために、会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。